

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 3月31日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)鋼板(底板)溶接部浸透深傷検査において、傷のよ うなもの(4箇所)が認められたため、当該箇所を補修。	GIII	
2	4号機	計装用圧縮空気系低電導度廃液系受タンク入口弁(空気作動弁)用空気供給元弁におい て、空気の漏えい音が認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
3	その他	構内配電線用装柱(コンクリート製電柱)5本において、ひび割れが認められたため、当該装 柱の対応検討。	対象外	
4	その他	構内配電線において、ケーブルに断線(1箇所)が認められたため、当該ケーブルを修理。	GIII	
5	その他	構内配電線西側配電盤において、回路NO. 11, 12, 13, 14, 24の負荷側絶縁抵抗測定 値に判定値外れ、回路NO. 14漏電しゃ断器の動作不良(感度電流値の基準値外れ)が認め られたため、当該回路を点検・修理。	GIII	